

令和2年10月5日

学生・教職員各位

公立大学法人熊本県立大学  
理事長 白石 隆

熊本県のリスクレベル引き下げに伴うサークル活動  
の一部緩和について

本学のサークル活動については、熊本県のリスクレベルが最高段階の「レベル4 特別警報」になったことに伴い、令和2年8月5日通知により学外での活動を禁止していたところです。

今般、熊本県がリスクレベルを「レベル2 警戒」に引き下げたことなどに伴い、上記令和2年8月5日付け通知を廃止し、本学のサークル活動については、当面の間、「新型コロナウイルス感染症に対する対応方針」の5（4）サークル活動①及び②の記載にかかわらず、下記のとおり取り扱うこととします。

なお、再増加を防ぐためには基本的な感染防止対策を継続していくことが重要です。教職員・学生にあつては学内での感染を防止するため、引き続きマスクの着用をはじめとする感染防止対策を徹底してください。

記

- 1 サークル活動（同好会、学生自治会に属する各種委員会活動を含む。）は、従前の学内での活動に加え、県内での学外活動を認める。ただし、その際の活動メンバーは本学の学生のみとすること。
- 2 各種公的団体が主催する大会や発表会等については、当該団体が「3つの密」の回避等、十分な感染拡大防止策を講じ、かつ開催場所が九州内である場合のみ参加を認める。
- 3 宿泊（懇親会や飲み会等を伴わないものに限る。）も可とする。
- 4 他大学の学生との合同練習等は禁止する。
- 5 学外でサークル活動を行う場合又は大会等に参加する場合は、1週間前までに別紙届出書により顧問教員の同意を得た上で学生支援課に届出ること。